

見積合わせに関する公告

次のとおり見積合わせに付します。

平成25年 2月 5日

分任支出負担行為担当官

四国地方整備局

吉野川ダム統合管理事務所長 中川 達郎

1. 競争に付する事項

(1) 件 名

平成24年度 池田地区不動産鑑定評価業務

見積(契約)書に記載(使用)する件名は「平成24年度 池田地区不動産鑑定評価業務」とする。

(2) 本件の概要等 対象不動産

徳島県三好市池田町シマ894-1, 895-1, 896-1

土地・現況地目 宅地 実測面積 1625.04m² (3筆)

詳細は平成24年度 池田地区不動産鑑定評価業務仕様書による。

(3) 履 行 期 限 平成25年 3月29日(金)

(4) 履 行 場 所 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所

(5) 見積の方法

契約相手方の決定にあたっては、見積書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。)をもって契約価格とするので、見積者は消費税に係る課税事業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を見積書に記載すること。

2. 競争参加資格

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

(2) 平成22・23・24年度国土交通省競争参加資格(全省庁統一資格)「役務の提供等」のC又はD等級のいずれかに格付けされた四国地域の競争参加資格を有する者(会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、競争参加資格に関する公示(平成24年1月6日付)に基づく再申請の手続きを行った者を含む。)又は履行実績等により履行能力に問題ないと認めた者。

(3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者(競争参加資格に関する公示に基づく再申請の手続きをおこなった者を除く。)でないこと。

(4) 不動産の鑑定評価に関する法律第22条に基づく登録を受けている不動産鑑定業

者であって、過去5年以内に同法に基づく監督処分を受けていない者。

- (5) 不動産鑑定業者の事務所（本・支店、営業所等）が徳島県に所在すること。
- (6) 参加証明書（以下、証明書等という）及び見積書の受領期限の日から見積書の開封日までの期間に、四国地方整備局長から指名停止を受けていないこと。
- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準じるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

3. 見積書及び証明書等の提出場所等

- (1) 見積書、証明書等の提出場所及び当該見積に関する問い合わせ先

〒778-0040

徳島県三好市池田町西山谷尻4235-1

四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 総務課 専門職 谷川 順一

TEL 0883-72-3000 内線 210

- (2) 説明書を交付する期間、場所

1) 期間 平成25年 2月 5日（火）～ 平成25年 2月15日（金）

2) 場所 上記（1）に同じ。

3) 受付時間

9時00分から12時00分及び13時00分から17時00分（なお、土曜日、日曜日等閉庁日は除く。）

- (3) 見積書及び証明書等の提出方法、受領期限

見積書及び証明書等は、持参又は郵送（書留郵便に限る）すること。

見積書及び証明書等の受領期限

平成25年 2月15日（金） 16時00分

- (4) 見積書の開封の場所および日時

1) 場所 四国地方整備局 吉野川ダム統合管理事務所 入札室

2) 日時 平成25年 2月25日（月） 14時00分

4. その他

- (1) 契約手続きに使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

- (2) 見積者に求められる義務

1) 参加を希望する者は、必要な見積書及び証明書等を所定の受領期限までに上記3（1）に示す場所に提出しなければならない。

なお、見積書の開封日の前日までの間において、競争参加資格の確認及び技術審査に必要なため提出した証明書等の内容に関して、分任支出負担行為担当官からの照会があった場合には、説明をしなければならない。

2) 見積者は説明書及び請書（案）を熟読、遵守のうえ見積を行うこと。

- (3) 契約保証金 免除

- (4) 見積書の無効

競争に参加する資格を有しない者のした見積及び証明書等必要な提出書類に虚偽の記載をした者の見積書は無効とする。

- (5) 請書作成の要否 要

(6) 契約相手方の決定方法

会計法第29条の6の規定に基づく、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な見積を行った者を契約相手方とする。

なお、同額の見積価格があった場合は、見積り合わせ執行事務に関係のない職員が「くじ」を引き決定するものとする。

(7) 見積結果の通知

見積結果は開封日の当日中に落札決定者に通知するものとする。